## 鹿児島県市町村職員共済組合理事長 様

## 年間報酬の平均で算定することの申立書(定時決定用)

当所属所(部署)は、例年、4月から6月までの間は、下記の理由により繁忙期又は閑散期となることから、標準報酬定時決定基礎届を提出するにあたり、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年間平均による保険者算定にて決定していただくよう申立てます。

なお、当所属所(部署)における例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等の資料を添付します。

記

## 繁忙又は閑散の理由

※業種、理由等を具体的に記載してください。

74.7141-14	
令和	年 月 日
	所属所(部署)名称
	所属所長
	連絡先